

平成26年第2回ひたちなか市  
教育委員会2月定例会会議録（概要）

開会 14:00

委員長 （あいさつ、開会の宣言）

**協議事項1 ひたちなか市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定について**

総務課長 平成26年度から生涯学習と芸術文化、スポーツの分野を教育委員会の担当分野から市長部局へ移管するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定により、本条例を新規に制定するものです。

条例の内容については

- ① 学校の体育に関することを除いたスポーツに関すること
- ② 文化財の保護に関することを除いた文化に関すること

以上を同法第24条の2第1項の規定に基づき、市長が管理し執行することになります。

なお、生涯学習の事務については、青少年の分野は教育委員会に残り、主に成人を対象としている講座関係は市長部局へ移管となりますが、これの手続きについては、教育委員会の権限の事務を市長へ委任する規則を、3月定例会で提案させていただきます。

条例の付則について

1つ目はこの条例は平成26年4月1日から施行します。

2つ目は、教育委員会の権限から市長の権限に移りますが、年度をまたぐことになるので、支障なく運営できるよう申請や許可において予め整理をしておくものです。

3つ目は、ひたちなか市スポーツ推進審議会条例の2箇所を改正します。

①スポーツ部門が市長部局に移管されるので、委員の任命権が教育委員会から市長に改めます。②第5条中の教育委員会規則を、市規則に改めます。

4つ目は、現在のスポーツ推進審議会の委員については教育委員会が任命していますので、来年度から市長部局に移管しても、市長が任命したものとみなすこととなります。

また、成26年度の組織機構の見直しに伴い、学校教育指導体制を強化し、課レベルの組織としてわかりやすくするため指導室を指導課に、青少年教育に関することを所管するため生涯学習課を青少年課に名称を変更します。さらに教育委員会から移管する芸術文化振興、生涯学習に関する事務を推進す

るため、市民生活部に新設する生涯学習課に、芸術文化振興室と生涯学習センターを設置します。勤労青少年ホームは青少年センターと整理・統合を図るため廃止し、青少年センターとします。津田公民館、市毛公民館、前渡公民館、佐野公民館、那珂湊公民館は地域で運営し、磯崎公民館は取り壊しにより廃止します。それぞれの公民館については、地域運営になるため名称がコミュニティーセンターと変更になります。総務課文化振興室は文化財に関することを掌握するため、文化振興室を文化財室に名称変更します。

【質疑、意見等】

委員 長

年度をまたぐとは、平成25年度に計画したものを実行していくうえで、翌年度に持ち越すという意味ですか。

総務課 長

条例の施行が平成26年の4月からになります。それ以前の3月31日までに教育委員会に出された申請等に対して、4月1日以降に実施するものについては、市長に対して申請したものとみなすということになり、事務処理に支障がでないようにするという事です。

委員 長

生涯学習課の中で、青少年に係るものが教育委員会に残るわけですが、事務局の場所は青少年センターになるのですか。

総務課 長

青少年課の執務場所は、青少年センター内になります。

委員 長

現在の生涯学習課が分かれるわけですから、規模は縮小されるわけですか。

総務課 長

生涯学習を担当している職員が市長部局へ異動ということになりますので、現体制は維持できません。

委員 長

公民館の組織については、コミュニティーセンターとして維持していくと説明がありましたが、管轄する課は無くなり、予算等も含め独立したのになりますか。

総務課 長

地域に移管されたコミュニティーセンターの運営費は、補助金を交付することになり、所管は市民活動課になります。施設の改修等の金額が大きい工事については、市民活動課が行いますが、軽易なものについては地域で行ってもらいます。

委員 長

4月から公民館が地域へ移管となりますが、サービスが低下しないように体制を整えて欲しいと思います。既に1中コミュニティーセンターや大島コミュニティーセンターが地域で運営されていますが、移管したことによる問題等は出たことがありますか。

中央公民館 長

主催事業関係については、今までのとおり行うことになっています。コミュニティーセンターの運営に関して、地元の大きな問題として上がってきていません。利用者の方からも、地域に移管したからサービスが低下したという話も出ていないので、順調に移管できていると思っています。

石田委員 青少年課ができると、所属の職員は何名程になりますか。  
生涯学習課長 生涯学習課から分かれて青少年課に異動した職員が、青少年センター職員に合流しますので、囑託の職員を含めて10名程になると思います。

\* 協議事項1 ひたちなか市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定については、全員一致で承認されました。

協議事項2 **ひたちなか市勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例制定について**

協議事項3 **ひたちなか市青少年センター設置及び管理条例制定について**

\* 関連する項目なので、一括で協議

生涯学習課長 ひたちなか市勤労青少年ホームは、中小企業に働く青少年への健全な余暇活動の場の提供を行ってきましたが、他に勤労者の福祉の増進を図る施設としてひたちなか市勤労者総合福祉センターがあることから、那珂湊勤労青少年ホームは昨年4月に地域移管になりました。今回施設の体系を整理するため勤労青少年ホームを廃止し、名称をひたちなか市青少年センターとして運営していくという内容です。

協議事項2、ひたちなか市勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例制定については、条例を廃止することと併せて、勤労青少年ホームの条例で規定していた、勤労青少年ホームの運営協議会委員と運営委員会委員の費用弁償を廃止するため、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正も併せて行います。

勤労青少年ホームを廃止しますので、それに代わる青少年センターを設置するため、協議事項3、ひたちなか市青少年センター設置及び管理条例を制定します。これまでの勤労青少年にとどまらず、青少年全体の健全育成や福祉の向上を願うということで設置します。

これまでの勤労青少年ホームと、新しい青少年センターの相違点は、

1つ目は、一般の方への貸し出しを行っていませんでしたが、使用していない部屋がある場合は一般の団体も利用できるようになります。

2つ目は、これまでは使用料を設定していませんでしたが、一般の方も利用可能になったため使用料を公民館の使用料に従い設定します。

3つ目は、青少年団体と青少年育成団体については、使用料を減免して無料にすると規定します。

4つ目は、施設の名称が変更になることから、部屋の名称の一部が目的と合わないものがあるので変更します。

5つ目は、今まで勤労青少年ホームの図書室は閲覧のみ可能でしたが、今後は貸し出しも可能とします。

【質疑，意見等】

- 委員長 青少年相談員はどうなりますか。  
生涯学習課長 引き続き，青少年相談員を継続してもらいます。  
石田委員 使用料は公民館を基準として作成したとありましたが，公民館の使用料との差はどれくらいありますか。  
生涯学習課長 公民館と同じ基準を当てはめて作成していますので，面積当りの使用料は変わりません。  
委員長 施設がかなり老朽化していると思いますが，耐震化はどうなっていますか。  
生涯学習課長 耐震補強工事をする必要はあります。

- \* 協議事項 2 ひたちなか市勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例制定について  
協議事項 3 ひたちなか市青少年センター設置及び管理条例制定については，全員一致で承認されました。

**協議事項 4 ひたちなか市公民館設置及び管理条例を廃止する条例制定について**

**協議事項 5 ひたちなか市生涯学習センター設置及び管理条例制定について**

\* 関連する項目なので，一括で協議

- 中央公民館長 ひたちなか市公民館設置及び管理条例を廃止する条例制定については，2つ意味があります。一つ目は教育委員会から市長部局へ組織替えがあるということ。二つ目は中央公民館を除く5館を平成26年4月から地域へ移管し，コミュニティセンターとなることから，2つを合わせて廃止ということになります。
- また特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の中の，公民館運営審議会委員と公民館活動推進員も合わせて廃止とします。
- 続いてひたちなか市生涯学習センター設置及び管理条例の制定について，生涯学習，芸術文化及びスポーツ振興の事務が教育委員会から市長部局への移管により，社会教育法に基づき設置されていた中央公民館に代わって生涯学習センターを設置し，生涯学習全般を一体的に推進していく拠点とするため制定するものです。条例の内容は公民館の設置及び管理条例と同じ内容ですが，変更点は，第1条の設置の目的が変わっています。また第3条の事業について細かく制定しました。料金に関しては，陶芸室の欄を作りました。中央公民館内に陶芸室はありませんが，津田公民館の隣にあった陶芸室を生涯学習センターが取りまとめることになりましたので，使用料の欄に記載しています。

【質疑，意見等】

委員長 公民館運営審議会委員と公民館活動推進員が廃止となりますが，それらに変わる委員についての案はありますか。

中央公民館長 公民館活動推進員については，新年度になってから新たに設置したいと考えています。

\* 協議事項 4 ひたちなか市公民館設置及び管理条例を廃止する条例制定について

協議事項 5 ひたちなか市生涯学習センター設置及び管理条例制定については，全員一致で承認されました。

**協議事項 6 ひたちなか市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について**

**協議事項 7 ひたちなか市体育館設置及び管理条例等の一部を改正する条例制定について**

\* 関連する項目なので，一括で協議

スポーツ振興課長 協議事項 6 ひたちなか市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてですが，体育施設の利用促進を目的として施設利用料の見直しに伴う所要の改正を行うものです。総合運動公園と那珂湊運動公園といった体育施設の使用料を値下げし，施設の利用促進を図ることが目的です。改正の内容ですが，個人の使用料が一般で300円，高校生以下と65歳以上の方が200円となっています。これを高校生以下又は65歳以上の方の使用料を150円に引き下げます。また体育館のコート等の全面を借りる使用料についても，従来は高校生以下と65歳以上が7割でしたが，今回5割に引き下げます。

また陸上競技場についての使用料も引き下げを行います。現在一般の使用料が300円のところを150円に。そして高校生以下と65歳以上を70円に引き下げること，これまで以上に様々な場面での使用を促していきたいと思います。

附属施設使用料の引き下げですが，現在総合体育館の会議室等の利用料が1時間500円ですが，他の類似施設と比較すると若干高いこともあり，1時間300円と引き下げます。

市民以外の施設使用料ですが，これを従来の2倍から1.5倍へ引き下げます。現在近辺の市町村については市民と同じ料金ですが，それ以外の方が使用する場合は料金が2倍となっています。それを他の市町村の事例を鑑みて，1.5倍へと引き下げるものです。

その他，那珂湊運動公園や東石川第四グラウンド等の照明が老朽化して，平成22年度から使用していなかった照明を撤去します。

続いて，協議事項 7 のひたちなか市体育館設置及び管理条例等の一部を改

正する条例制定についてですが、体育館に加え、運動ひろばと那珂湊第二野球場、武道館と市営プールの計5つの設置及び管理条例についても、協議事項6と同じで、高校生以下と65歳以上の方の使用料を一般の方より5割引き下げます。市営プールについては一般の方が260円、中学生以下が120円でしたが、これを一般の方も240円に引き下げ、高校生以下と65歳以上を120円としました。

【質疑、意見等】

委員長 5割料金を引き下げるといっていますが、利用者が減ったということではなく、何か理由があるのですか。

スポーツ振興課長 合併から20年が経ち、今回施設利用金額の見直しの機会とし、今まで以上に利用してもらおうということ、65歳以上の方の使用料を下げること、これからの高齢化社会に対応した健康の促進になればという理由からです。

- \* 協議事項6 ひたちなか市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 協議事項7 ひたちなか市体育館設置及び管理条例等の一部を改正する条例制定については、全員一致で承認されました。

その他 平成26年度教育委員会卒業式・入学式の出席割振りについて

事務局 平成26年度教育委員卒業式・入学式の出席割振りについてですが、毎年小・中学校の卒業式と入学式に委員の方に出席いただいています。今年の卒業式については、小学校が3月19日の水曜日、中学校が3月12日の水曜日。入学式は小学校が4月8日の火曜日、中学校が4月9日の水曜日となっています。勝田地区と那珂湊地区のバランスを考慮して、割振りをしました。こちらの内容で了承をいただければ、学校から案内通知が届くことになっています。

【質疑、意見等】

西野委員 他の日は大丈夫ですが、3月19日は所用があつて出席できません。

- \* その他 平成26年度教育委員卒業式・入学式の出席割振りについては了承を得ました。

委員長 (あいさつ、閉会の宣言)

閉会 15:00

※暫時休憩後、佐野公民館との懇談を行った。